

令和6年度第1回船橋市ホテル等審議会会議録

(令和7年2月19日作成)

1. 開催日時 令和7年2月7日(金)
午後2時00分～午後3時00分
2. 開催場所 船橋市役所 職員研修所5階 502研修室
3. 出席者
 - (1) 委員 河野委員、佐藤委員、岸波委員、木下委員、
高橋委員、吉野委員
 - (2) 事務局 木村建築部長、吉田宅地課長、秋間課長補佐、
田久保総務係長、村田主事、竹内主事
4. 欠席者
 - (1) 委員 掛村委員、村木委員
 - (2) 事務局 なし
5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - 第1号議案 船橋市ホテル等審議会会長の選出について 【公開】
 - 第2号議案 船橋市ホテル等審議会副会長の選出について 【公開】
6. 傍聴者数 0人
7. 決定事項 第1号議案は、河野委員が会長に就任することが決定した。
第2号議案は、佐藤委員が副会長に就任することが決定した。
8. 議 事 別紙「令和6年度第1回船橋市ホテル等審議会会議録」の通り
9. その他 次回の開催予定について
10. 問い合わせ先 船橋市建築部宅地課内 船橋市ホテル等審議会事務局
(電話：047-436-2695)

別紙「令和6年度第1回船橋市ホテル等審議会会議録」

【事務局】

令和6年度第1回船橋ホテル等審議会を開催させていただきます。開催に先立ちまして、本審議会に新たに就任された委員の方もおられますので、宅地課長の吉田より、委員のご紹介をさせていただきます。

なお、掛村委員、村木委員が本日所用のためご欠席との申し出がございましたので、ご報告させていただきます。

【吉田宅地課長】

本日は、ご多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。宅地課長を務めております吉田と申します。50音順にお呼びいたしますのでよろしくお願いいたします。

河野由紀子委員でございます。

【河野委員】

よろしくお願いいたします。

【吉田宅地課長】

岸波庸子委員でございます。

【岸波委員】

よろしくお願いいたします。

【吉田宅地課長】

木下幸治委員でございます。

【木下委員】

今回からの就任となります。市川市で家庭裁判所の家事調停委員を務めております。前任は松永さんという女性の方でしたが、その方と交代ということになります。ご紹介とご縁がありまして参画させていただきます。よろしくお願いいたします。

【吉田課長】

佐藤日呂志委員でございます。

【佐藤委員】

よろしくお願いいたします。

(令和6年度第1回船橋市ホテル等審議会)

【吉田宅地課長】

高橋利明委員でございます。

【高橋委員】

よろしくお願いいたします。

【吉田宅地課長】

吉野泰子委員でございます。

【吉野委員】

吉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。建築審査会にも務めており、色々と重なるところもでてくるかと思いますがよろしくお願いいたします。

【吉田宅地課長】

ありがとうございました。続きまして事務局職員の紹介をさせていただきます。建築部長の木村です。宅地課長補佐の秋間です。総務係長の田久保です。総務係担当の村田です。同じく担当の竹内です。以上が事務局となります。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは会議に入らせていただきます。本日は、第1号議案「船橋市ホテル等審議会会長の選出について」、第2号議案「船橋市ホテル等審議会副会長の選出について」の2議案となっております。時間は15時頃までの1時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議の公開・非公開の別についてであります。船橋市情報公開条例第26条の規定により公開となります。

なお、本日の会議は議事録作成の為、録音させていただきます。

また、傍聴の希望者はおりませんでしたので、あわせてご報告いたします。

次に、会議の成立についての確認です。本日の審議会は、委員8名中6名が出席しており、「船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第8条第2項」の規定による、委員の半数以上の出席要件を満たしておりますので、本審議会が成立したことを確認いたしました。

それでは、会議を進めさせていただきます。本審議会は、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第8条1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、今回は任期満了に伴う最初の審議会でありますので、会長が選任されるまでの間、建築部長を仮議長として、議事の進行をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なしの返事あり)

【木村建築部長】

それでは、会長が選任されるまでの間、仮議長として議事を務めさせていただきます、よろしくお願いいたします。

まず、第1号議案、「船橋市ホテル等審議会会長の選出について」を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第1号議案についてご説明させていただきます。第1号議案につきましては、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第7条第1項に「会長は委員の互選により定める」と規定されていることから、第1号議案「船橋市ホテル等審議会会長の選出について」を提出するものです。以上が第1号議案の説明になります。

【木村建築部長】

はい、ただいま事務局から説明がありましたが、第1号議案について委員の皆様の異議がない場合、互選の方法は指名による推薦はいかがでしょうか。

(異議なしの返事あり)

ご異議が無いようですので、推薦に移りたいと思います。委員の皆様方、会長のご推薦をよろしくお願いいたします。

【岸波委員】

よろしいでしょうか。岸波です。今までずっとしていただいております、河野さんに引き続きお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

【佐藤委員】

異議なし。よろしくお願いいたします。

【木村建築部長】

はい、ただいま河野委員へお願いしたいということで推薦がありました。河野委員を会長に選任するということでよろしいでしょうか。

(異議なしの返事あり)

ありがとうございます。それでは河野委員にご承諾をいただきましたので、第1号議案につきましては、河野委員を会長に選任することと決定いたします。

これをもちまして仮議長を終了させていただきます。ご協力ありがとうございます。

【事務局】

木村部長、議事進行ありがとうございます。

それでは、会長が選任されましたので、河野会長に議長をお願いいたします。河野会長にはごあいさつと、今後の議案進行をよろしくお願いいたします。

【河野会長】

はい、この度ホテル等審議会の会長に就任いたしました、河野由紀子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。僭越ではございますが会長職をさせていただきたいと思います。今後委員の皆様方のご協力を賜り、職務を全うしたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは以後の議事を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。第2号議案、「船橋市ホテル等審議会副会長の選出について」を事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。それでは第2号議案についてご説明させていただきます。第2号議案につきましては、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第7条第1項にて、「副会長は委員の互選により定める」と規定されていることから、第2号議案「船橋市ホテル等審議会副会長の選出について」を提出するものです。以上が第2号議案の説明になります。

【河野会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、第2号議案で異議が無いようでしたら互選の方法は指名による推薦でいかがでしょうか。

(異議なしの返事あり)

ご異議が無いようですので副会長の推薦に移りたいと思います。委員の皆様方、副会長のご推薦をよろしくお願いいたします。

【岸波委員】

皆さん、新しい方も多くいらっしゃると思いますが、私の隣の佐藤さんに、もしよろしければお願いできないかと思っています。

(令和6年度第1回船橋市ホテル等審議会)

【河野会長】

どうでしょうか。ただいま佐藤委員に副会長をお願いしたいということでご推薦がありましたが、佐藤委員を副会長に選任するということによろしいでしょうか。

(異議なしの返事あり)

それでは佐藤委員に副会長をお願いしたいと思います。

【佐藤副会長】

はいわかりました。お引き受けいたします。はい、よろしくお願いいたします。

【河野会長】

佐藤委員にご承諾いただきましたので、第2号議案について、佐藤委員を副会長に選任することと決定いたします。恐れ入りますが、副会長のご挨拶をいただきます。

【佐藤副会長】

ホテル等審議会において副会長ということで選任いただきました佐藤日呂志と申します。委員の皆様方のご協力を賜りまして会長を補佐し、審議にあたりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【河野会長】

佐藤副会長ありがとうございます。本日の議題は以上になります。委員の皆様から何か質問などがありますでしょうか。

(特になしの返事あり)

そうしましたら、事務局から報告連絡事項はありますでしょうか。

【事務局】

はい。では、事務局から今後の審議会についての連絡になります。現在審議会の開催が必要となる建築計画の相談や提出等はないという状況です。今のところ審議会が開催される予定はございません。建築計画が提出され次第、事務局よりご連絡をさせていただきますので、その際にはまたよろしくお願いいたします。以上になります。

【河野会長】

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回船橋市ホテル等審議会を閉会いたします。ありがとうございます。

(令和6年度第1回船橋市ホテル等審議会)